

令和4年 承認第5号

臨時代理の承認について

みよし市教育委員会公所設置規程の一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和60年三好町教育委員会規則第3号、以下「事務委任規則という」）第3条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任規則第4条により報告し、承認を求める。

令和4年4月19日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

臨時代理書

スポーツ課業務として受付等、管理運営を執り行う公所として「きたよし地区公園管理事務所」を設置するため、規程の改正を必要とするが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和4年4月1日

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

1 臨時代理の内容

みよし市教育委員会公所設置規程の一部改正について

2 提出議案

別紙のとおり

みよし市教育委員会公所設置規程の一部を改正する規程

みよし市教育委員会公所設置規程（平成１９年三好町教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

本則の表スポーツ課の項中

「

旭グラウンド管理事務所	みよし市三好丘旭五丁目１番地３
-------------	-----------------

」を

「

旭グラウンド管理事務所	みよし市三好丘旭五丁目１番地３
きたよし地区公園管理事務所	みよし市三好丘桜三丁目５番地

」に改める。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

みよし市教育委員会公所設置規程の一部改正新旧対照表

改正案			現行			
課（みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和57年三好町教育委員会規則第2号）第3条に規定する課をいう。）に属する公所は、次の表のとおりとする。						
課	公所	名称	位置	課	公所	
教育行政課の項及び学校教育課の項 略						
スポーツ課	三好池カヌーセンター及び保田ヶ池公園カヌーポロ競技場管理事務所 略			スポーツ課	同左	
	旭グラウンド管理事務所	みよし市三好丘旭五丁目1番地3、			旭グラウンド管理事務所	みよし市三好丘旭五丁目1番地3
	きたよし地区公園管理事務所	みよし市三好丘桜三丁目5番地				
生涯学習推進課の項 略						
同左						

みよし市教育委員会公所設置規程の一部を改正する規程

【趣 旨】 スポーツ課業務として受付等、管理運営を執り行う公所として「きたよし地区公園管理事務所」を追加するため、本則の表の一部を改正する。

【内 容】 公所の追加（別表関係）
スポーツ課に属する公所に「きたよし地区公園管理事務所」を追加し、本則の表を改める。

【施行期日】 令和4年4月1日